

1/23年版

# 統一協会に「質問権」行使

## 文化庁は解散命令請求視野

統一協会（世界平和

統一家庭連合）を巡る

問題で、永田桂子文部

科学相は22日、統一協

会に対し宗教法人法に

基づく「報告徴収・質

問権」を行使しました。

た。権限行使は199

5年の同法改正で権限

が創設されて以降、初

めて。文化庁は解散命

令請求を視野に調査を

続け、要件に該当する

か判断します。

今後の調査では、行

為の組織性や影響性、

継続性を示す証拠がど

の程度集まるかが焦点

となります。

文化庁によると、今

回の権限行使で協会に

提出を求めたのは、組

織運営に関する文書、

収支と財産に関する書類や帳簿。同日タ、書面で郵送しました。回答期限は来月9日。

永田氏は22日の闇議後記者会見で、「質問権の行使以外にも関係者のからの情報収集などを進める考え方を示した上で」「具体的な証拠や資料を伴う客観的な事実を明らかにしていきたい」と述べました。調査の途中段階でも解散命令の要件に該当する明確な事実が確認されれば、請求する方針も示しました。

宗教法人法は解散命令の事由として「法令に違反し、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」などと規定。報告徴収や質問権は、そうした事由に該当する疑いがある場合に行使できますが、事前に宗教法人審議会への諮詢が義務付けられています。